

2-4 行政指導等

2006年10月1日より、新たな安全管理体制を構築すべく取り組んで参りましたが、2007年2月8日、京都線の乗務員（懲戒解雇）が覚せい剤取締法違反で逮捕される不祥事が発生しました。公共交通に従事する企業人である以前に社会人としても当然である法令遵守さえできない者がいたことは痛恨の極みであり、これを機に、乗務員の管理の強化及び教育指導の再徹底を図りました。

(1) 社内対応

① 社内周知

社報や都市交通事業本部報、鉄道営業部報等、各達示の発行並びに掲示を行うとともに、懇談による教育指導や安全統括管理者等による指示及び巡視を実施いたしました。

② 対策

是正措置

- ・全乗務員に対し、覚せい剤等薬物の弊害に関する理解度の確認と執務の厳正に関する懇談指導を実施いたしました。
- ・本部及び各部門で安全管理推進委員会を緊急開催し、再発防止策を検討いたしました。
- ・乗務員に対し、臨時の薬物検査を実施いたしました。（結果：受検者全員陰性）

予防措置

- ・社員に対し、覚せい剤等薬物使用による弊害について教育を実施いたしました。
- ・全乗務員に対し、アルコールチェックを行う等、出退勤時の対面点呼を強化いたしました。

(2) 行政指導

2007年2月 近畿運輸局長からの警告書が発行されるとともに、近畿運輸局による保安監査が実施されました。